

第 1 章 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 1

問題 1 「建築物石綿含有建材調査」に関する①～④の記述うち、不適切なものを選びなさい。

- ①書面調査、目視調査を踏まえて、石綿含有の疑いがある建材が存在しなかった場合は、建物調査報告書の作成を省略することが出来る。
- ②建築物石綿含有建材調査には、「改修の事前調査」、「解体の事前調査」、「維持管理のための建築物調査」の 3 種類がある。
- ③石綿は国内でも産出されたが、使用された石綿の大半はカナダ、南アフリカ、ロシアなど海外から輸入され、その大半は建築物に使用された。
- ④国内では、1956（昭和 31）年から、吹付け石綿が販売されていた。

問題 2 「建築物石綿含有建材調査」に関する①～④の記述うち、正しいものを選びなさい。

- ①現在では、製造禁止前から使用されている全ての石綿含有製品の継続使用は、禁止されている。
- ②石綿障害予防規則に基づく調査で対象とする建材は、レベル 1、2 に該当する建材であり、調査者は工事対象部分のすべてを調査し、すべての種類の建材の石綿の含有の有無を確認する必要がある。
- ③事前調査及び分析の結果の記録等は、調査を終了した日から、3 年間保存しなければならない。
- ④令和 4 年 4 月から、解体工事部分の床面積の合計が 100m² 以上の建築物の解体工事は、工事開始前までに、事前調査の結果等を労働基準監督署に届け出なければならない。

問題 3 「石綿の定義、種類、特性」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ①石綿とは、自然界に存在する硫酸塩鉱物のうち繊維状を呈している物質の全ての総称である。
- ②アモサイトとクロシドライトは吹付け石綿として使用され、クロシドライトは石綿セメント管にも多く使用された。
- ③角閃石群に分類されるウインチャイト、リヒライトの 2 鉱物を含むバーミキュライトが原因とされる石綿肺の発症がアメリカで報告され、日本でも建材中に存在が確認されたという報告がある。
- ④石綿の特性として、引張りに強く、摩擦・摩耗にも強い点がある。

問題4 「石綿による疾病、環境の石綿濃度」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ①石綿粉じんの人体の吸入経路は、「1.鼻腔」→「2.咽頭」→「3.気管」→「4.気管支」→「5.肺胞」→「6.細気管支」である。
- ②石綿関連呼吸器疾患として、石綿肺、肺がん、中皮腫、良性石綿胸水などがあるが、びまん性胸膜肥厚はこれに該当しない。
- ③石綿ばく露と喫煙が重なっても、肺がん発症リスクはさほど変化しない。
- ④石綿肺の自覚症状は、階段を昇る時や平地での急ぎ足の際に息切れを感じることから始まり、咳や痰を伴うことが多い。

問題5 「建築物と石綿関連疾患、気中石綿濃度、健康影響評価」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ①建築物に使用されている吹付け石綿の目視判断による劣化判定と、気中石綿濃度との間の相関性は明確である。
- ②中皮腫の死亡率は石綿累積ばく露量に比例し、肺がんの死亡率は石綿累積ばく露量だけでなく経過年数の影響が大きい。
- ③日本において「吹付け石綿のある部屋・建物・倉庫等での作業（建設業以外）」に分類された石綿関連疾患の発症事例は、100名を超えていて、疾患としては、中皮腫が最も多い。
- ④建設業における石綿関連労災認定は、2014（平成26）年以降、1年あたり、おおむね、約1,000名である。

第2章 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識 2

問題1 「大気汚染防止法、建築基準法その他関係法令」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ①大気汚染防止法の規制の対象作業は、石綿を飛散させる原因となる建築材料が使用されている建築物等の解体、改修等が対象となる。
- ②大気汚染防止法において、解体等工事の元請業者又は自主施工者は、建築物の解体等を行うときは、あらかじめ特定建築材料の使用の有無を調査することが義務付けられている。
- ③大気汚染防止法では、石綿含有成形板等と石綿含有仕上塗材は特定建築材料に該当する。大気汚染防止法の定めにより、元請業者が行った事前調査に関する記録は、解体等の作業に係る全ての事前調査を終了した日又は、分析調査を終了した日のうちいずれかの遅い日から3年間保存する。
- ④大気汚染防止法では、建築物を改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該作業の請負代金の合計が50万円以上であるものについては、調査結果の都道府県知事へ報告が義務付けられている。

問題2 下表は、建設リサイクル法の対象建設工事と規模である。選択肢①、②、③、④は、表中の空欄ア、イ、ウ、エに該当する規模を示したものである。規模の組合せとして正しいものを選びなさい。

- ①ア 建築物の床面積の合計 80 m² 以上
イ 建築物の床面積の合計 500 m² 以上
ウ 請負代金の額 500 (税込) 万円 以上
エ 請負代金の額 1 億円 (税込) 以上

No.	対 象 建 築 工 事	規 模
1	建築物に係る解体工事	ア
2	建築物に係る新築工事・増築工事	イ
3	建築物以外のものに係る解体工事 又は 新築工事	ウ
4	建築物に係る新築工事であって、新築 又は 増築の工事に該当しないもの	エ

- ②ア 建築物の床面積の合計 100 m²以上
イ 建築物の床面積の合計 500 m²以上
ウ 請負代金の額 500 万円 (税込) 以上
エ 請負代金の額 1 億円 (税込) 以上

- ③ア 請負代金の額 500 万円 (税込) 以上
イ 請負代金の額 1 億円 (税込) 以上
ウ 建築物の床面積の合計 80 m²以上
エ 建築物の床面積の合計 500 m²以上

- ④ア 請負代金の額 500 万円 (税込) 以上
イ 請負代金の額 1 億円 (税込) 以上
ウ 建築物の床面積の合計 100 m²以上
エ 建築物の床面積の合計 500 m²以上

問題3 下表は、石綿の有無の判定結果が及ぼす影響を整理したものである。

選択肢①～④は、表中の空欄ア～エに該当する単語を示したものである。

単語の組合せとして正しいものを選びなさい。

石綿有無 の実態 調査 時の判定	(ア)	(イ)
石綿ありと判定	○ 適正な調査結果 ・適切な管理 ・適切な工事	× 見落としのある調査結果 ・(ウ) ・無駄な財政的な負担 ・建物資産の過小評価 ・社会的風評被害
石綿なしと判定	× 見落のある調査結果 ・(エ) ・改修解体工事の飛散事故 ・後日発覚時の追加財政負担 ・社会的信用の失墜 ・建築物周辺への継続的環境影響	○ 適正な調査結果 ・適切な管理 ・適切な工事

	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)
①	石綿なし	石綿あり	必要な対策	断続的な健康障害
②	石綿あり	石綿なし	不要な対策	継続的な健康障害
③	石綿あり	石綿なし	必要な対策	断続的な健康障害
④	石綿なし	石綿あり	不要な対策	継続的な健康障害

問題4 「石綿含有建材調査者」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ①解体・改修工事の施工者や建築物の所有者などは、石綿含有建材調査者の実施した調査結果に基づいて、工事の施工方法を決定したり、使用中の石綿含有建材に対する対策を講じる。
- ②石綿含有建材調査者は、石綿に関する知識だけでなく、対策や工法にも精通しておくことが必要である。
- ③石綿含有建材調査者は、意図的に事実と反する調査を行ったり、虚偽の結果報告を行っては絶対にならない。
- ④調査においては、自らの石綿ばく露だけに注意することが必要である。

問題5 「事前調査の具体的手順の例」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ①書面調査で石綿の含有・無含有の判定ができない場合は、目視調査で必ず試料採取・分析を行い、判定しなければならない。
- ②目視調査においては、「石綿無含有」とみなすこともできる。
- ③目視調査で「石綿含有」とみなして判定した建材については、みなし含有判定と分析による含有・無含有判定は、判定結果の持つ意味合いが異なるため、報告書には判定手法の違いが分かるように明記する。
- ④事前調査は、目視調査を行わず、書面調査判定で調査を確定終了してもよい。

第3章 石綿含有建材の建築図面調査

問題1 「建築一般」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ①建築基準法において、建築物の最上階及び最上階から数えた階数が「2以上で4以内の階」における「柱」の要求耐火性能は、「1時間」である。
- ②建築基準法において、建築物の最上階から数えた階数が「15以上の階」における「梁」の要求耐火性能は、「3時間」である。
- ③建築基準法において、建築物の「階段」の要求耐火性能は、「2時間」である。
- ④建築基準法施行令第2条第1項第8号の規定により、階数に算入されない屋上部分がある建築物の部分の最上階は、当該屋上部分の直下階とする。

問題2 「建築一般」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ①S造の建築物の調査で特に注意することとして、主要構造部である壁、柱、床、梁、屋根などへの耐火被覆の調査が必要となることが挙げられる。
- ②建築基準法の防火規制では、建築物の用途や規模に応じて、居室や廊下・階段などの壁や天井の仕上げを準不燃材料や難燃材料とすることが義務付けられている。
- ③不燃材料とは、鉄、コンクリート、ガラス、モルタルなどで、40分間の加熱によっても、燃焼せず、防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じなく、また避難上有害な煙やガスを生じない仕上げ材料のことである。
- ④難燃材料とは、5.5mm以上難燃合板、7mm以上せっこうボードで、5分間の加熱によっても、燃焼せず、防火上有害な変形、亀裂その他の損傷を生じなく、また避難上有害な煙やガスを生じない仕上げ材料のことである。

問題3 「建築設備」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ①レストランなどの厨房にグリーストラップがある場合、床スラブに大きな開口を施して設置されるため、防火区画を担保するため、グリーストラップ下端に耐火被覆が必要となるため、施工されている。
- ②ペリメータカウンターには、空調設備が設置されていることが多く、配管の石綿含有保温材やファンコイルユニットの吸音のために吹付け石綿などが施工されている。
- ③昇降機のシャフト（昇降路）には、鉄骨の耐火被覆のため吹付け石綿が施工されている場合がある。
- ④給排水設備では、ボイラー本体の断熱や配管エルボの保温に使われているが、ボイラー室の壁や天井には、吹付け石綿は使用されていない。

問題4 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ①レベル1の石綿含有建材は施工方法や材料によって6種類に分類されるが、そのうち石綿含有吹き付けロックウールの施工方法は、乾式吹き付け、半乾式吹き付け、湿式吹き付けの3つの工法がある。
- ②耐火被覆及び内装仕上げ（吸音・断熱・結露）に用いられる石綿含有吹き付けロックウールの半乾式吹き付けの比重は、0.3以上(耐火の場合)である。
- ③石綿含有吹き付けパーライトは、耐火構造認定（旧：指定）を取得した経緯がないので、耐火被覆が必要とされる部位には使用されていない。
- ④石綿含有吹き付けロックウールの「乾式吹き付け」の主材料は、工場で配合された「石綿」「ロックウール」「パーミキュライト」と「水」である。

問題5 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ①石綿含有パルプセメント板は、耐水性が低いので内装材として使われるが、外装材には使用されていない。
- ②石綿含有ロックウール吸音天井板は、一般建築物、事務所、学校、講堂、病院等の医療施設等の天井に不燃・吸音天井板として多く使用されている。
- ③石綿含有けい酸カルシウム板第一種は、浴室などのタイル下地には使用されていない。
- ④石綿含有パーライト板は、主に、一般住宅の軒天井材に使用されている。

問題6 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ①レベル2の石綿含有建材は、各メーカーから提供されていた情報から、石綿含有建材の製造時期がわかっているが、メーカーによっては廃業などにより情報を公開していないところもあるので、最終製造年はあくまでも目安である。
- ②石綿を含有している耐火被覆板には、「石綿含有耐火被覆板」と「けい酸カルシウム板第二種」の2種類がある。
- ③保温材に使用された石綿含有製品には、「石綿含有けいそう土保温材」、「グラスウールマット保温材」、「石綿含有けい酸カルシウム保温材」がある。
- ④けい酸カルシウム板には第一種と第二種があり、第一種はレベル3の建材で、厚さは6・8・12mmなどと薄いため、けい酸カルシウム板第二種と見分けることができる。

問題7 「石綿含有建材」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ①レベル3とされている石綿含有建材の特徴は、種類や品数がレベル1、2よりも非常に多い。
- ②レベル3の建材において、「無石綿」「無石綿製品」の表示があっても、その表示は製造時の法令による基準におけるものであり、現在の0.1重量パーセント基準では、それだけでは「石綿無し」とはいえない。
- ③石綿含有スラグせっこう板の大半の製品が、「不燃材料」の認定を受けており、火気を使用する部屋での使用が可能である。
- ④石綿セメント管は、主に煙突や臭気抜きに使用された。

問題 8 「書面調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ①石綿調査の第 1 段階は、設計図書等の調査（書面調査）から始まる。
- ②目視調査は、既存の情報からできる限りの情報を得るとともに、書面調査の計画を立てるために行う。
- ③書面調査は、目視調査の効率性を高めるだけでなく、調査対象建築物を理解することにより、石綿建材の把握漏れ防止につながるものであるから省略すべきでない。
- ④設計図書や竣工図等の書面は、石綿等の使用状況に関する情報を網羅しているものではなく、また、必ずしも建築物の現状を現したものとは限らない。

問題 9 「図面の種類と読み方」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ①設計図書には、「仕様書」、「設計図」、「施工計画書」などがある。
- ②建築物を建設するにあたり、担当官庁（建築指導課・消防署など）に建築物を建てる許可を得るために「建築確認申請書」や各申請書類などを提出する。この時の図面を建築確認図面と言う。
- ③建築確認図面は、建築基準法をはじめ関係法令の基準をクリアし、設計者の設計思想、施主要求品質を具現化した建築物の設計図書の骨格である。
- ④竣工図は、竣工時に設計図書（建築確認図を含む）を修正し、竣工書類の一つとして引き渡す図面であるが、テナント工事の未記入や修正ミス、記入漏れが多いため、参考資料として書面調査を行い、現場確認することが鉄則である。

問題 10 「図面の種類と読み方」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ①内部仕上表からは、特記仕様書の内装工事に記載されていた建材の使用箇所の詳細データが入手できない。
- ②内部仕上表は、室内に「表し」となっている仕上面の資材が記載されているだけで、間仕切壁や天井裏、ペリメータカウンター内や外壁等の裏打ちなどの直接見ることのできない部分の建材については記載されていないこともあり、留意が必要である。
- ③建築図面などの借用時には、その使用目的と不要な部分の閲覧・複製をしない旨の説明は特に必要ない。
- ④建築図面などの借用時に、その使用目的と不要な部分の閲覧・複製をしない旨の説明をした場合は、借用書の作成は不要である。

問題 11 「石綿含有建材情報の入手方法」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ①建材の石綿含有情報とは、石綿を意図的か非意図的かを問わず工場等で混入していたという情報である。
- ②「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は、メーカーが過去に製造した石綿含有建材の種類、名称、製造期間の情報を検索できるが、石綿の種類・含有率については検索できない。
- ③国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は公認されたものであるため、データベースで検索した建材（商品）がないことを以て、石綿無しの証明となる。
- ④国土交通省・経済産業省が公表している「石綿（アスベスト）含有建材データベース」は更新されている場合があるので、活用した場合は、調査結果に使用・確認した年月日を記載しておく。

問題 12 ア、イ、ウ、エは「書面調査結果の整理」に関する記述である。これらの記述の中から、正しいものがいくつあるか（選択肢）①～④のうちから一つ選びなさい。

- ア 目視調査では、書面調査結果をもとに実際の現場で使用されている建材を確認し、分析が必要な試料の採取を行うこととなるため、書面調査結果は見やすく整理し、目視調査に持参する。
- イ 使用された建材や試料採取を行う建材の整理に用いる様式は、石綿障害予防規則で定められた様式を使用しなければならない。
- ウ 網羅的調査（目視調査の準備）とは、解体や改修を行う部位の「全ての建材」について、竣工図書等と現地の部屋の建材を比較確認することである。
- エ 建築図面がない場合でも、建築物の配置図・案内図がある場合が多く、これらを事前に入手したり、建築物の関係者より事前に、建築物概要（階数、面積、構造など）や竣工年、改修の有無などをヒアリングし、目視調査のために整理しておく。（選択肢）

- ① 1つ
- ② 2つ
- ③ 3つ
- ④ 4つ

第4章 目視調査の実際と留意点

問題1 「目視調査の流れ」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ①改修や解体工事のための事前調査では、解体・改修等を行う全ての建材が対象であるが、内装や下地等の内側等、外観からでは直接確認できない部分については調査を省略できる。
- ②石綿含有建材調査者は、事前調査をするにあたり、所有者からの情報は曖昧なものが多く時間が無駄になるので、打ち合わせを行う必要はなく、書面等からの情報だけで計画を立てることを心掛ける必要がある。
- ③調査依頼者は、建築物所有者、建築物管理者などであり、現地の立会者は建築物管理人、案内人、無人など異なった条件のこともあるので注意が必要である。
- ④目視調査では、発注者のさまざまな制約条件があるので、事前に計画を立てても無駄になることが多いため、石綿含有建材調査者のその場その場での判断により実施するのが最も効率的である。

問題2 「事前準備」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ①調査に必要な試料採取用密閉容器（チャック付きポリ袋）は、メモ書きが可能で、サイズは2～3種類用意する。
- ②試料採取時に使用する呼吸用保護具は、取替え式防じんマスク（RS2 又は RL2）と同等以上の性能を有するものとする。
- ③事前調査で使用する調査用品には、霧吹き、湿潤器、カメラ、ホワイトボード、ヘッドライト、懐中電灯、試料採取用密閉袋（チャック付きポリ袋）、粘着テープ、ハンマーなどの工具、ちり取りセット等がある。
- ④調査対象の現場が高所の時には、脚立などの足場を用いる。また、建材等を取り外す時には、バール、ハンマーなどが必要となる。

問題3 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ①目視調査に臨む基本姿勢として、現地での事前調査はできるだけ多くに石綿含有建材調査者で行い、できるだけ短い時間で終わるようにする。
- ②事前調査では、石綿含有建材はほとんどが建築物の内部に使用されていることから、内部の各部屋から調査を始め、建物の外観は書面調査を行えば特に現地での確認の必要はない。
- ③目視調査は、調査者が現地に到着し建築物を確認した時点から始まり、まず建築物の外観をじっくり観察する。
- ④定礎は、調査対象の建築物の竣工時期、建築主、施工業者等の事項が刻印されているが、建築時期が不明なため、石綿含有建材の製造時期等に関連する重要な参考にはならない。

問題4 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ①「目視」による調査とは、単に外観を見ることだけではなく、分析によらずに確認できる石綿有無の判断根拠についても調査を行うことである。
- ②石綿含有建材の調査にあたっては、建築の基礎知識として、建築物の一般的な構造や建築基準法などの法制度に関する最低限の知識などの習得が必要である。
- ③レベル3の石綿含有建材は、内装制限(不燃材料等)が要求されている箇所に使用もされており、法令以外の用途(意匠や吸音、防水性能等)では使用されていない。
- ④石綿含有建材調査者自身及び雇用する事業者は、労働安全衛生法及び石綿障害予防規則など最新の関係法令を遵守しなければならない。

問題5 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ①安全措置が確保ができていないような箇所では、無理をしないことが重要だが、何よりも調査することが第一であり、採取不能は認められない。
- ②試料採取時は屋内を閉め切り、換気扇は停止する。
- ③試料採取の適地とは、石綿含有建材調査者が安全に作業を行うことのできる場所のことであり、また、調査に使う工具類の飛散・落下災害を防止する措置を講じることも大切である。
- ④石綿含有建材調査者の石綿調査時の石綿ばく露は、石綿含有建材の除去作業に類似する可能性があることから、「6カ月以内ごとに1回」、定期的に医師による健康診断を受けなければならない。

問題6 「目視調査の実施要領」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ①天井点検口の材料は、天井使用材と異なる可能性はない。
- ②せっこうボードの大半は、裏面に表示あり、メーカーによって一部の記載事項は異なるが、メーカー名、認定番号(指定番号)、製造工場名、J I Sマーク、製造年などの情報が記載されている。
- ③石綿含有成形板の裏面の表示は、誤表示の可能性はないため、一つの表示で判断できる。
- ④せっこうボードにおいて、不燃番号が制度改正以降のNMやQMといった新番号の表記は、「平成10年5月以降の製品」なので、石綿無含有と判断できる。

問題7 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ①試料を採取する建材が破損しやすく、剥離が困難な場合は、運搬時などに混ざってしまわないように注意するとともに、分析者に分析対象部分を明確に指定することが重要である。
- ②試料採取にあたって、HEPA フィルタ付き真空掃除機、養生シートはどのような場合であっても使用しないため、準備する必要はない。
- ③複数の場所で採取する場合には、汚染物を少なくするため、採取道具を洗浄したり手袋を交換する必要はない。
- ④採取試料は、あらかじめ調査計画段階で「建築物石綿含有建材調査者のみの考え方」で、仮決定しておく、その後の調査が円滑に進められることも多い。

問題8 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ①書面調査 及び 目視調査等において、その建材の石綿含有の「有無」が明らかとならなかったものについては、分析を行う必要がある。
- ②採取時における他の試料の混入を防止するため、採取箇所ごとに採取用具は洗浄し、手袋は使い捨てのものを使用する等、必要な措置を講じる。
- ③平屋建ての建築物で施工範囲が 3000 m²未満の場合、試料は、原則として、該当吹付け材施工部位の3箇所以上、1箇所当たり10立方センチメートル程度の試料をそれぞれ採取する。
- ④耐火被覆材には、「耐火被覆板又はけい酸カルシウム板第二種」があり、「耐火塗り材」は含まれない。

問題9 「試料採取」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ①成形板の試料採取に当たっては、「関係者以外立入禁止」の看板等を作業場入口に掲示する。
- ②成形板の試料採取に当たっては、採取部位を養生後、飛散抑制剤等で採取箇所を湿潤化し、鋭利な道具で切り抜くように採取する。
- ③成形板の試料の採取は、試料採取範囲から2箇所を選定して、1箇所あたり100平方センチメートル程度の試料をそれぞれ採取する。
- ④既存建築物の改修工事および解体工事を実施する前に、既存仕上塗材層が石綿を含有しているか否かを確認しておく必要がある。

問題10 「目視調査の記録方法」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ①目視調査の記録方法のポイントは、現場で、「①迅速・簡易に情報を記入できるもの」、「②調査・判断の流れに沿って記入しやすいもの」、「③調査箇所に漏れがないことを確認しやすいもの」が挙げられる。
- ②調査の記録について、調査する部屋が多いときは、調査をスムーズに終わらせるため、全部屋の調査を終了してから調査メモを作成する。
- ③石綿含有建材の判定は、「劣化」または「劣化なし（劣化が見られない）」という2局化した分類のみであり、その中間に該当する抽象的な判定を行わない。
- ④劣化状況の判定において、ボイラー室の壁に吹付け石綿があり、この一部の壁にスコップの痕がついてへこんでいるが、他の壁や天井については脱落や垂れ下がりがいない状態の場合は、「劣化なし（劣化が見られない）」と判定する。

問題11 「建材の石綿分析」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ①石綿等の使用の有無を分析により調査するとは、「石綿等がその重量の0.1%を超えて含有するか否か」について分析を行うものである。
- ②事前調査に係る採取試料中の石綿分析方法としては、石綿含有の有無と種類についての「定性分析方法」と、石綿がどの程度含まれているかを分析する「定量分析方法」がある。
- ③石綿分析の流れは、まず定量分析を行い、石綿含有率を調査した後、定性分析で石綿の種類を確定させる。
- ④アスベスト分析マニュアルでは、定性分析方法1は、「実体顕微鏡」と「偏光顕微鏡」により定性分析する方法である。

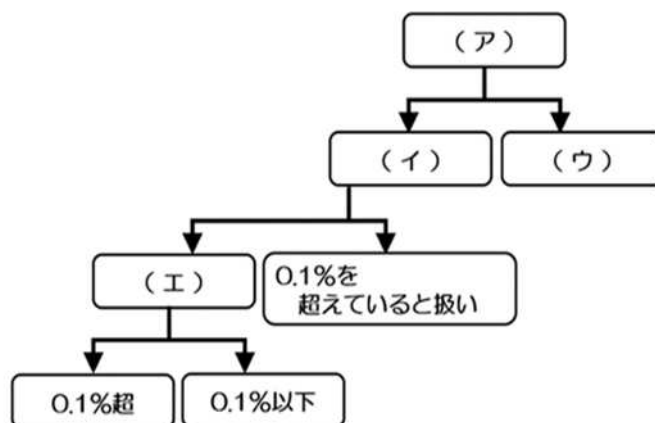
問題 12 下図は、石綿含有分析の流れ（概要）である。選択肢①、②、③、④は、表中の空欄ア、イ、ウ、エに該当する用語を示したものである。組合せとして正しいものを選びなさい。

- ① (ア) 定量分析
 (イ) 含有あり
 (ウ) 0.1%を超えているとして扱う
 (エ) 定性分析

- ② (ア) 定性分析
 (イ) 含有あり
 (ウ) 0.1%以下（不検出）
 (エ) 定量分析

- ③ (ア) 定量分析
 (イ) 含有あり
 (ウ) 0.1%以下（不検出）
 (エ) 定性分析

- ④ (ア) 定性分析
 (イ) 含有あり
 (ウ) 含有なし
 (エ) 定量分析



問題 13 「調査票の下書きと分析結果チェック」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ①分析機関から結果速報や分析結果報告書を受領後は、分析機関から送られてきた結果には間違いはないため、特にチェックを行う必要はない。
- ②石綿含有建材調査者は、建築物所有者に調査結果の説明をする場合には、「1.石綿含有の有無」、「2.含有していた場合のリスク」、「3.今後の維持管理の方法」の3点を簡潔に説明する必要がある。
- ③定性分析方法1の分析結果の場合、非アスベスト繊維が何か特定しているかを確認する。
- ④定性分析方法2の結果の場合、バーミキュライト吹付け材は塩化カリウム処理の方法で行われたのかを確認する。

第5章 建築物石綿含有建材調査報告書の作成

問題1 「目視調査総括票の記入」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ①所有者情報提供依頼概要欄において、過去の調査では、石綿の種類や含有量が現在の基準に基づいて実施されていない場合もあるので、その場合は、所有者の負担を踏まえ最小限の調査にとどめる。
- ②所有者情報提供依頼概要欄における調査報告書の有無は、過去に実施した調査報告書が存在する場合、その報告書を全ページともコピーし、今回の調査報告書に添付する。
- ③所有者情報提供依頼概要欄において図面有りの場合は、竣工図・仕上表・矩計図に「○」をする。
- ④所有者情報提供依頼概要欄における調査者記入欄は、調査者が事前に実施した所有者へのヒアリング内容や実際に調査した上でのコメントを記載する。

問題2 目視調査報告書における建築物の概要欄に「該当しない項目」を選びなさい。

- ①建築物用途
- ②確認済証交付日・番号
- ③建築物使用者
- ④延べ床面積

問題3 「調査報告書の作成」に関する①～④の記述のうち、不適切なものを選びなさい。

- ①試料を分析機関に送付したら、記憶が薄れないうちに目視調査個票を作成する。下書き程度でもよいから、調査当日に整理しておく。
- ②分析機関から、結果速報や石綿分析結果報告書を入手した結果、石綿含有建材調査者の目視結果と結果報告が乖離していたり、あり得ない結果だったなど、少しでも疑義があった場合は、分析機関に問い合わせ、原因を把握することが重要である。
- ③石綿含有建材調査者は、分析結果の報告まで含めて、調査全般を差配しているため、内容についての十分な説明は依頼者へたいしての責務である。
- ④石綿含有建材の事前調査結果は、石綿を含有しない建材については、報告する必要はない。

問題4 次の①～④のうち、事前調査記録の記載事項に含まれないものを選びなさい。

- ①事業者の名称、住所及び電話番号
- ②調査対象の建築物等の竣工日等
- ③事前調査を行った部分
(分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含む)
- ④目視による確認が困難な材料の有無及び場所

問題5 「所有者等への報告」に関する①～④の記述のうち、正しいものを選びなさい。

- ①建築物の所有者等へ調査報告書には、目視調査総括票、目視調査個票、石綿分析結果報告書、その他添付資料が含まれる。
- ②報告に当たっては、建築物における石綿の健康影響に関する基礎知識、リスクコミュニケーションの知識とその実施に関する技術などを踏まえ、建築物の所有者等の利益を優先してアドバイスすることが重要である。
- ③建築物の所有者等は、建築物の解体・改修を行う場合、守秘義務があるため、施工者に調査報告書を開示できない。
- ④建築物等の所有者は、石綿飛散防止対策に責務を有していることから、解体・改修工事や石綿の除去までは記録を保存するが、その後は廃棄してもかまわない。